官報
大蔵省印刷局発行
明治二十五年三月二十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）
付録資料版（毎週水曜）

目次

〔省　令〕

○児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（厚生一一二）　一

〔告　示〕

○ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（公正取引委二八）　二
○指定統計を作成するために集められた調査票の使用に関する件（総務庁一一五、一一六）　三
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛庁一一五、一一六）　四
○登記回復に関する件（法務二九九）
○アフガニスタンに関する安全保障理事会決議第千二百六十七号（一九九九）により設立された安全保障理事会委員会議長発書簡（タリバーンに対する経済制裁に関する書簡）に関する件（外務三五五）
○東京都の一部の地域における国税に関する申告期限等を延長する件（国税庁三）
○粗糖の平均輸入価格を定めた件（農林水産一一〇三）
○異性化糖標準価格及び適用期間を告示（同一一〇四）
○保安林の指定をする件（同一一〇五～一一〇九）
○昭和六十一年運輸省・建設省告示第三号の一部を改正する件（運輸・建設七）　五
○航路標識に関する件（海上保安庁二二八～二三〇）　六
○郵便局に関する件（郵政五〇八～五一一）
○簡易郵便局に関する件（同五一二）
○郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律第二条第一項及び第四条第一項の規定に基づき、郵便貯金受払事務を委託した金融機関及び金融機関預金受払事務を受託した金融機関の名称等を告示（同五一三）
○道路に関する件（建設一七六七～一七七〇）　七
○消防法第二十一条の四第二項の規定により消防の用に供する機械器具等について型式承認をした件（自治一八九）

〔国会事項〕　一〇

〔人事異動〕

内閣　内閣法制局　国家公安委員会
警察庁　総務庁　一一

〔官庁報告〕

官庁事項　一二
金融庁防災業務計画要旨の公表について（金融庁）　一二
法　務
公証人任免（法務省）　一三
労　働
争議行為の通知の公表について（労働省）　一三
国土調査の成果の認証に準ずる指定（国土庁六）　一三

〔公　告〕

諸事項
官庁　一六
財団、有権者申出方、証券会社に対する行政処分関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係
特殊法人等
日本道路公団料金の額及び徴収期間の変更、平成十二年度第一種、第二種及び第三種電気主任技術者試験の一部変更関係　一七
地方公共団体
行旅死亡人関係　一三
会社その他　一四

省　令

○厚生省令第百十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十五条第一項、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十七条第一項、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第二十一条第一項、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十八条第一項及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第五十条の二の二第一項の規定に基づき、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年八月十一日　厚生大臣　津島　雄二

児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令

（児童福祉施設最低基準の一部改正）

第一条　児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十四条」を「第十四条の二」に改める。

第一章中第十四条の次に次の一条を加える。

（苦情への対応）

第十四条の二　児童福祉施設は、その行った処遇に関する入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2　児童福祉施設は、その行った処遇に関し、当該措置又は保育の実施に係る都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3　児童福祉施設は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

（養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正）

第二条　養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和四十一年厚生省令第十九号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

（苦情への対応）

第十八条　養護老人ホームは、その行った処遇に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2　養護老人ホームは、その行った処遇に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3　養護老人ホームは、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

（知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第三条　知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成二年厚生省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一章　総則（第一条―第七条）」を「第一章　総則（第一条―第七条の二）　第一章の二　知的障害者デイサービスセンター（第七条の三―第七条の五）」に、「第十八条」を「第十八条の二」に改める。

第七条の次に次の一条及び一章を加える。

（苦情への対応）

第七条の二　援護施設は、その行った処遇に関する入所者等又はその保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2　援護施設は、その行った処遇に関し、当該措置に係る都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3　援護施設は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第八十二条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

第一章の二　知的障害者デイサービスセンター

（設備の基準）

第七条の三　知的障害者デイサービスセンター（以下「デイサービスセンター」という。）は、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該デイサービスセンターの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、次の各号に掲げる設備の一部を設けないことができる。

一　静養室兼相談室
二　便所
三　日常生活訓練室兼社会適応訓練室
四　作業室
五　更衣室
六　事務室又は指導員室

（職員の配置の基準）

第七条の四　デイサービスセンターには、生活指導員その他当該デイサービスセンターの運営に必要な職員を置かなければならない。

（職員の資格要件）

第七条の五　生活指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学において、心理学、教育学又は社会学を修めて卒業した者
二　学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を終了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を終了した者を含む。）又は文部大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、二年以上知的障害者の福祉に関する事業に従事したもの
三　前二号に掲げる者のほか、知的障害者の更生援護に関し相当の学識経験を有すると認められる者

第十二条第二項を削る。

第二章中第十八条の次に次の一条を加える。

（準用）

第十八条の二　第七条の五の規定は、更生施設について準用する。

第二十四条中「第八条」を「第七条の五、第八条」に改める。

第三十条中「第十二条」を「第七条の五、第十二条」に改める。

（身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第四条　身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七条」を「第七条の二」に改める。

第一章中第七条の次に次の一条を加える。

（苦情への対応）

第七条の二　身体障害者更生援護施設は、その行った処遇に関する入所者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2　身体障害者更生援護施設は、その行った処遇に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3　身体障害者更生援護施設は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

（精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第五条　精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号）の一部を次のように改正する。

第十条を次のように改める。

（苦情への対応）

第十条　精神障害者社会復帰施設は、その行った処遇に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2　精神障害者社会復帰施設は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

附　則

この省令は、平成十二年九月一日から施行する。

告　示

○公正取引委員会告示第二十八号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第十条第一項の規定に基づき、平成四年九月七日に認定したハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成十二年八月十一日

公正取引委員会委員長　根來　泰周

一　ハム・ソーセージ類公正取引協議会（会長　大社　義規）の申請に係るハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約の一部変更を平成十二年八月十日付けで認定した。

二　公正競争規約に係る事業の種類
ハム・ソーセージ類の製造、販売及び輸入販売業

三　公正競争規約の変更内容
ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約の一部を別記のように変更する。

四　認定の理由
公正競争規約の一部変更の内容を検討した結果、当該公正競争規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第十条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

五　認定に対する不服申立ての方法
この認定について不服があるものは、不当景品類及び不当表示防止法第十条第六項で定めるところにより、この告示のあった日から三十日以内に、当委員会に対し、不服の申立てをすることができる。

なお、この処分の表示は、「平成十二年公正取引委員会告示第二十八号ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約の一部変更の認定」である。

別記

第二条第三項第二号中「ビラ」を「チラシ」に、「広告マッチ」を「説明書面」に、「（宛名広告及び入場券等による広告を含む。）及び訪問広告」を「その他の表示（ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。）及び口頭による広告その他の表示（電話によるものを含む。）」に改め、同項に次の一号を加える。

(5)　情報処理の用に供する機器による広告その他の表示（インターネット、パソコン通信等によるものを含む。）

附　則

この規約の変更は、規約認定の告示があった日（平成12年8月11日）から施行する。